

茨城県が分譲するTX沿線の業務用地や住宅用地の購入を検討している  
お客様をご紹介いただき、成約に結びついた場合、

# 業務用地・住宅用地における媒介制度

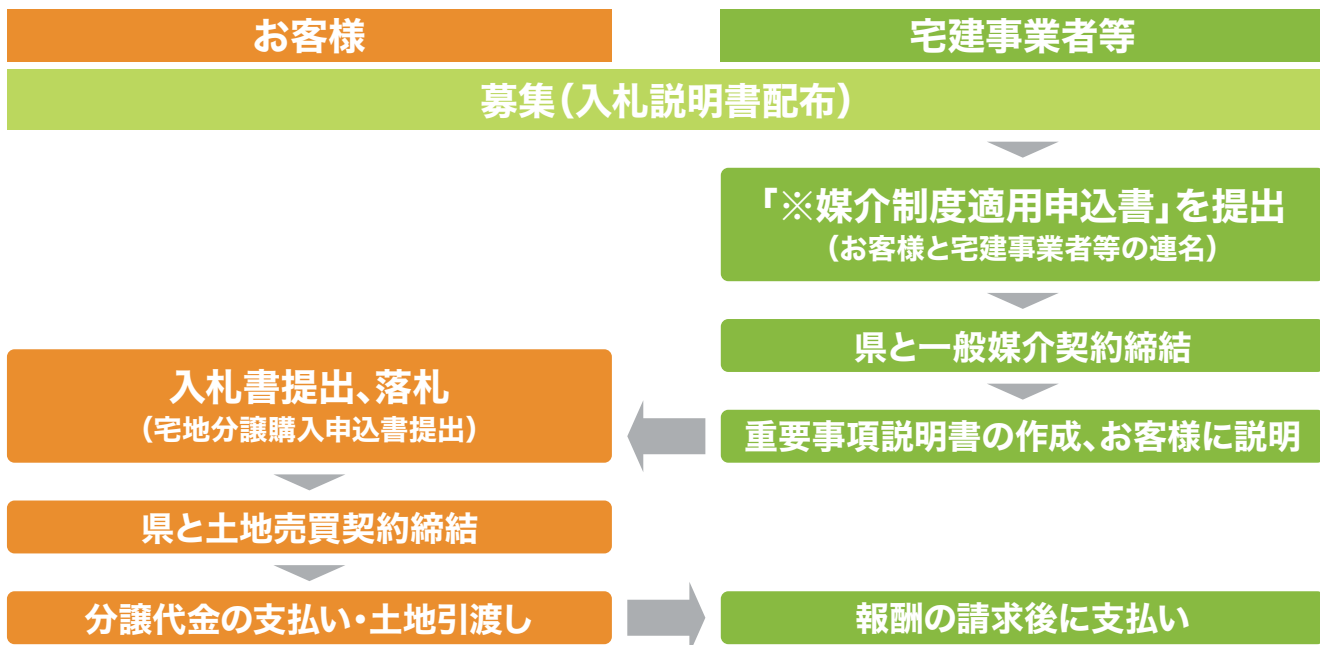
最大 **3,000** 万円 地方税、地方消費税別

## 対象者

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者
- (2) 銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項に規定する免許を現に保有し、かつ金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者

## 報酬額

土地譲渡価格×3% (千円未満切捨て) (消費税及び地方消費税別)  
(注意)上限額:3,000万円(消費税及び地方消費税別)



### ※媒介制度適用申込書の提出における注意事項

茨城県立地推進部宅地整備販売課、茨城県土浦土木事務所つくば支所のいずれかに提出してください。なお、提供していただく対象物件の購入を検討している企業や個人の方に関する情報を、すでに県が把握している場合などは原則として本制度の適用外となります。申込書を提出するにあたっては、必ずお電話での事前連絡をお願いします。

〈提出書類〉

(1) 媒介適用申込書(購入希望者と媒介事業者の連名)

(2) 媒介事業者の資格確認に必要な書類※

※宅地建物取引業の場合は、宅地建物取引業者免許証の写し、印鑑証明書、資格証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)

※媒介事業者が信託銀行等の場合は、宅地建物取引業法第77条に規定する国土交通大臣あての届出受理書の写し、印鑑証明書、資格証明書

〈対象物件〉

商業・業務用地又は住宅事業用地であって、面積が1,000m以上の用地。このほか、県が媒介対象として定めた用地